



特集 2

● 小田 典靖 弁護士

Oda Noriyasu

日弁連消費者問題対策委員会委員、名古屋市消費生活審議会委員。リース被害弁護団、サクラサイト被害弁護団、追い出し屋対策会議あいちなどに所属。



クレジットカード決済に関する諸問題

決済代行業者・イシューアー・国際ブランドの責任

1 はじめに

信頼性の低い業者がクレジットカード決済を導入しようとしても、加盟店審査に通りません。しかし、昨今では、決済代行業者が介在して自らが加盟店となり、信頼性の低い業者の決済を自らの店子として行うことにより、そのような業者でもクレジットカード決済ができるようになってきました。特に、2008年の割賦販売法改正により個別信用購入あっせんに対する規制が強化された後は、悪質業者が消費者に対しクレジットカードで支払いをさせようとする傾向が強まっています。

このように、安全であるべきクレジットカード決済システムに大きな欠陥が発生しており、憂慮すべき状況にあります。このような事案における利用者とイシューアー・決済代行業者・国際ブランドとの法的関係はどう理解すればよいのでしょうか。

2 決済代行業者の法的責任

まず、決済代行業者の法的責任について考えてみます。なお、一口に決済代行業者といっても厳密なくくりがあるわけではありませんが、本稿では、本来ならばカード加盟店になれない

ような悪質な業者と提携してクレジットカード決済を利用できるようにしている決済代行業者を念頭において検討します。

決済代行業者は、自社とカード利用者との間にはまったく契約関係がないという考え方をしているようですが、そうではないと思われます。というのは、まず決済代行業者が介在している場合、決済の場面では決済代行業者が管理するホームページに遷移するケースが多くあるだけでなく、決済代行業者名が明示される場合があるためです。つまり、カード利用者は、決済の段階で決済代行業者の存在を十分に認識している場合があります。

したがって、カード利用者が、決済代行業者との間で決済に関する何らかの契約を締結していると考えerことは十分に可能です。滋賀県の土井裕明弁護士は「セキュリティーを確保しながらカード情報をアクワイアラーに伝達する」契約と理解すべきではないかとの見解を示されており、これは大変参考になる考え方です。

そして、この契約関係に内在する付随的義務として、または契約関係一般に伴う信義則*1に基づき、決済代行業者は、決済を委託したカード利用者の財産を不当に侵害することのないよう店子を審査・管理する義務を負っており、店子の不当な取引については決済を拒絶する義務





を負っていると思われます。これは危険性のある店子を安全なクレジットカード決済システムに参加させることの責任があると考えられるためです。

ところが、決済代行業者の中には加盟店資格が得られないような業者でもクレジットカード決済システムを利用できるようになると宣伝している会社もあります。加盟店になれない業者にとってはクレジットカード決済システムを利用できるようになることが、決済代行業者と提携し、店子となる大きなメリットです。こうした事情から、決済代行業者は、本来であれば加盟店資格が得られない業者が自己の店子になりやすいことを十分に理解しています。

しかし、先述したとおり、問題があるかもしれない店子をクレジットカード決済システムに参加させることについては責任が伴います。なぜなら、クレジットカード決済システムは、希望すれば利用できるものではなく、一定の審査を経て問題がないことが確認された後に加盟店として利用が認められる、安全であることが当然の前提になっているシステムだからです。

決済代行業者は、この安全であるべきシステムを、正規の審査を受けていない店子に事実上利用させているのです。だとすれば、店子がシステムの安全性を損わないよう管理監督すべきであり、店子により安全性が損なわれた場合は管理監督義務違反を問われるべきです。

よって、決済代行業者がこの管理監督義務に違反し、悪質業者がカード利用者に対して損害を与えてしまった場合、決済代行業者は管理監督義務違反によりカード利用者の被った損害を賠償する義務を負うものと思われます。

3 イシューアの法的責任

さて、次にイシューアの法的責任を考えていきます。まず、割賦販売法30条の5の2はイシューアの業務適正化義務を定めています。この

義務の内容として、他社がアクワイアラーとして加盟店契約をしても、クレジットカード利用者の利益の保護に欠けると認められる程度の苦情の発生状況であれば、イシューアは苦情処理のための調査を行うことになっています。

昨今の状況からすれば、決済代行業者についてカード利用者の利益の保護に欠ける程度の苦情は多いと思われるため、カード利用者から要請があれば、イシューアは苦情処理の調査を行う必要があるといえます。

次に、イシューアからの請求に対して支払いの停止を主張する（抗弁を対抗する）場面を考えてみます。インターネット上の悪質商法でクレジットカード決済が用いられる場合は、翌月一括払いが通常です。また、分割払いであっても金額要件*2を満たさないことが多く、これらの場合、割賦販売法の適用がないため、抗弁を対抗できないことが多いのです。

しかし、イシューアとカード利用者との関係は割賦販売法だけで定まるわけではなく、民法の適用も受けるため、信義則によってイシューアの請求が制限されることがあります。例えば、東京地裁平成21年10月2日判決は、イシューアは割賦販売法の適用がない場合でも信義則に基づきむやみに消費者が不利益を被ることのないよう協力すべき義務があるとの立場から、クレームに取りかわらずに請求をした行為について損害賠償の対象となると判断しています。

また、イシューアの加盟店管理責任について、経済産業省が興味深い文書を公表しています。2004年12月22日に「割賦購入あっせん業者における加盟店管理の強化・徹底について」と題する文書です。この文書には、「クレジットカードの分野でも加盟店管理を十分に行う必要がある」という趣旨の内容が書かれています。イシューアはしばしば、決済代行業者との間で直接の契約がないことを根拠に決済代行業者に対す





る管理監督責任を否定しますが、この文書の趣旨からすると、イシューアに管理監督責任があることは決して否定できないのです。

また、この文書には「枝番（子番）の廃止の徹底」という項目が設けられ、加盟店が店子にクレジット決済システムを利用させた結果トラブルが多発していることに着目し、直接審査・管理を行うことなく店子を加盟店と同様に取り扱う枝番・子番は廃止すべきとしています。決済代行業者の台頭はこの観点からも問題があると思われま

4 国際ブランドの法的責任

冒頭に述べたとおり、近頃、決済代行業者の登場により、悪質業者がクレジットカード決済システムを容易に利用できるようになっており、大変憂慮すべき状態になっています。このような状況を改善すべきことは国際ブランドの責任であり、これを放置するような場合、国際ブランドはカード利用者の被った損害を賠償する責任を負う余地があると思われま

なぜなら、クレジットカード業務は、国際ブランド業務、カード発行業務、加盟店業務に大別されますが、国際ブランドの多くは、カード発行業務、加盟店業務を第三者に委託しています(図)。悪質業者がクレジットカード決済システムを利用できているということは加盟店業務に問題が

あるということになり、加盟店業務を行う者に過失があると理解する余地があります。そして、加盟店業務を行う者は、国際ブランドの履行を補助する立場にあります。このように履行を補助する者に過失があった場合に履行を委託した者がまったく責任を負わないのは不合理です。そこで、法的には、履行を補助させることが許されていたのか、履行を補助する者に対する監督が可能だったのかなどを考慮して、履行を委託した者が履行を補助した者の過失について賠償責任を負う場合があると考えられています。

国際ブランドは、すでにこの問題を把握しており、アクワイアラーに監督権限を行使することは可能です。よって、このまま国際ブランドが状況を改善しようとならない場合は、賠償責任を負う可能性があるのではないのでしょうか。

越境型トラブルと クレジットカード決済

近時、越境型の消費者取引が増加しています。インターネットの利便性を享受できている証しなのですが、取引量の増加に伴ってトラブルになるケースも増えています。そして、越境型トラブルになった場合は、国内業者とトラブルになった場合よりも、解決が難しくなります。なぜなら、相手方事業者は海外にいますし、言葉の壁もあるからです。そのため、越境型トラブルの相談先として2011年11月より消費者庁越境消費者センター（CCJ）が開設され、海外の消費者相談窓口と連携して、相手方事業者と連絡交渉し、事案の解決をめざしています。

ところで海外事業者とのトラブルに日本の法律を適用できるのか疑問に思われるかもしれませんが、しかし、消費者契約に関しては、あらかじめ準拠法の合意がない場合は日本法を適用することが許されており（法の適用に関する通則法11条2項）、準拠法を外国法で合意していても

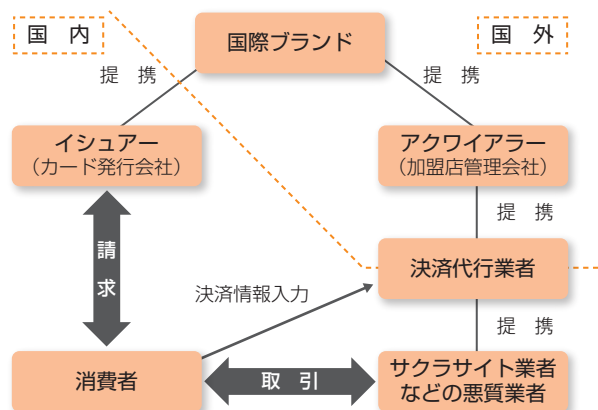


図 越境型クレジットカード決済のしくみ





日本法の消費者保護規定の中の強行規定を適用できます（同条3項）。したがって、かなりのケースで日本の法律を適用できます。

このように相手方事業者と話し合って解決を模索する方法もありますが、越境型トラブルではクレジットカード決済が利用されているものが多くみられます。その場合、クレジットカードのしくみを利用してトラブルを解決できることもあります。例えば商品が届かない場合は、チャージバックの理由に該当するので、イシューアーにチャージバックを依頼して解決することが可能です。

ただし、送られてきた商品が模造品だった場合は、一応は商品が届いているという理由で、チャージバックが難しく、また、返品しようとしても模造品は法によって輸出が禁止されており困難です。

ショッピング利用枠の 現金化をめぐるトラブル

クレジットカードには通常、キャッシング利用枠とショッピング利用枠とが設定されています。多重債務者がキャッシング利用枠を超えて資金の融通を受けたいと思い、ショッピング利用枠で商品を購入し、それをすぐ転売して現金を手にするケースがあります。多くの場合は貸金業者や換金業者にそそのかされた結果ですが、こうした現金化には多くのリスクが伴います。

まず、イシューアーは、転売目的でのショッピング利用を会員規約で禁じています。したがって、現金化は規約違反としてカード利用資格の喪失事由に該当します。また、多重債務者が、代金支払いの可能性がないことを認識しながら転売目的で商品を購入した場合は、刑法上の詐欺に該当すると主張されることも考えられます。

そして、貸金業者や換金業者にだまされたからといって、イシューアーに対する支払義務が免

除されることはありません。カード利用者が規約違反をしているからです。ただし、犯罪収益移転防止法上、イシューアーには一定類型の疑わしい取引について所轄官庁への届け出が義務づけられています。つまり、イシューアーはその一定類型の疑わしい取引についてはチェックしなければならないといえます。そして、同法にはその疑わしい取引の参考事例として「クレジットカードにより、多額のギフトカード、商品券等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引」が挙げられています。ということは、現金代替物を頻繁に購入するような態様の現金化であれば、イシューアーはそれをチェックして監督官庁に届け出る必要がありますし、当然、そのような取引については拒絶しなければならないはずで、このような手続きが踏まれていない場合は、イシューアーに問題があることになり、それを理由にイシューアーに対して債務の減額を求める余地がまったくないわけではありませんが、実際にそのような主張をすべきか否かは慎重な判断が必要だと思われます。

最後に、この現金化と破産との関係についてですが、破産手続きの最終的な目的は、債務を免除してもらうことにあります。しかし、クレジットカードの現金化は免責不許可事由に該当するといわれており、破産手続き上、大きな障害になります。ただし、免責不許可事由があっても、裁判所は、そのほかの事情を考慮して免責を許可することができます。実際の手続きでは、一定の金銭を積み立ててそれを配当するなどして裁判所の裁量により免責を許可してもらうことがあります。したがって、現金化による債務が含まれているからといって、直ちに破産手続きを諦める必要はありません。

* 1 権利の行使および義務の履行は信義に従い誠実に行わなければならないとする原則。

* 2 分割払いで4万円未満、リボルビング払いで3万8000円未満の取引などについては支払い停止の抗弁制度の適用はない。